

みつばち転飼許可申請書

令和7年 1月 15日

徳島県知事 殿

住所 徳島県万代町一丁目1番地

申請者 氏名 みつばち 太郎

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号 088-621-****

次のとおり転飼の許可を受けたいので、徳島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大計画 ほう群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
吉野川市川島町〇〇〇12番地3	吉野川市△△45番地6 れんげ 花子	西洋みつばち 40	7年 4月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎
		日本みつばち 5	8年 3月 31日まで	
阿波市市場町▲▲▲45番地6	美馬市●●12番地3 みかん 次郎	西洋みつばち 20	7年 4月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎
		日本みつばち	7年 7月 31日まで	
阿波市市場町▲▲▲45番地6	美馬市●●12番地3 みかん 次郎	西洋みつばち	7年 8月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎
		日本みつばち 10	7年 10月 31日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
			年 月 日まで	
			年 月 日から	
			年 月 日まで	
			年 月 日から	
			年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	

転飼期間は、
令和7年4月1日から
令和8年3月31日までの計画を
記入してください

※飼育場所が同じでも転飼期間が重複しない場合は別々に記入してください



- 備考
- 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
 - 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地及び号並びに必要なに応じて緯度及び経度)を記入すること。また、転飼場所附近の見取図を添付すること。
 - 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、申請すること。
 - ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農業被害の防止その他の養ほうの振興(以下「養ほうの振興」という。)に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。
 - 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者への提供することがある。
 - イ 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合
 - ロ 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合(本人の同意がある場合に限る。)